

事務連絡  
令和6年(2024年)7月25日

市内生活介護事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

市の入浴加算と国の入浴支援加算の重複での請求について(通知)

日頃より本市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

令和6年3月29日付の事務連絡で、市の入浴加算の取り扱いの変更をお伝えしたところ、国の入浴支援加算は、入浴支援に関する人件費相当を見込んでおり、光熱水費は含まれておらず、利用者の光熱水費の負担軽減を目的とした市の入浴加算とは、加算の性格が異なるため、両方の加算が算定できるのではないかとの質問がありました。

そのため、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に問い合わせたところ、以下のとおり回答がありました。

生活介護の入浴支援加算については、すでにこども家庭庁から発出されている令和6年4月12日付の事務連絡「令和6年度障害福祉サービス報酬改定(障害児支援)に関するQ&A(令和6年4月12日)」の送付についての間4(答)と同様の考え方であり、光熱水費分が含まれているとのことでした。

つきましては、国と市の加算は重複での請求は認められませんので、ご承知おきください。また、ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

【事務担当】

障害福祉課 給付係

電話 046-822-9488